

お知らせ

6年度の国民健康保険料率などが決まりました

保険料の計算方法

年間保険料=医療分+後期高齢者支援金分+介護分			
	所得割額		均等割額
医療分 限度額65万円	加入者の算定基礎額★ ×8.69%	+	49,100円 ×加入者数
+			
後期高齢者支援金分 限度額24万円	加入者の算定基礎額★ ×2.80%	+	16,500円 ×加入者数
+			
介護分(40~64歳) 限度額17万円	加入者の算定基礎額★ ×2.20%	+	16,500円 ×加入者数

★算定基礎額=前年の総所得金額など-地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)

家族の勤務先の健康保険被扶養者になれるかどうか確認を

被扶養者として家族の勤務先の健康保険に加入した場合は、保険料がかかりません。詳細は勤務先にご確認ください。

加入・脱退の手続きは14日以内に

国民健康保険被保険者が就職や扶養に入るなどで、職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

また、退職や扶養から外れたなど、職場の健康保険ではなくなった場合は、国民健康保険または職場の任意継続の健康保険に加入してください。詳細は区(コード①)をご覧ください。



①

保険料は、医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金などから成り立っており、毎年見直しを行っています。

6年度の保険料通知書は、6月に送付予定です。

保険料の軽減について

詳細は区(コード②)をご覧ください。お問い合わせください。



②

●均等割額の減額

世帯主・加入者全員の前年の所得が一定基準以下の場合、保険料を減額します。世帯に前年の所得申告をしていないかたがいる場合は、減額になりません。確定申告または住民税申告をしてください。

●義務教育就学前のかたの均等割額の減額

義務教育就学前(平成30年4月2日以降生まれ)のかたの均等割額は5割減額されます。

●産前産後期間の保険料免除

令和5年11月以降に出産したかた、出産予定のかたの産前産後期間相当分の保険料は、申請により免除します。妊娠85日(4カ月)以上の出産(死産、流産、早産や人工妊娠中絶を含む)が対象です。出産予定日の6カ月前から届け出ができます。保険料が最高限度額の世帯は、減額にならない場合があります。

●倒産や解雇などで失業したかたの軽減

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(初回交付時のものに限る)の内容が次の①②両方の要件を満たすかたが対象です。

- ①離職時年齢が65歳未満
- ②離職理由が11・12・21~23・31~34のいずれか

区国民年金課資格賦課係 ☎5722-9810、FAX5722-9339

お知らせ

6年度から65歳以上のかたの介護保険料を改定しました

6~8年度の介護保険料は下表のとおりです。6年度の介護保険料決定通知書は、7月に送付予定です。

所得段階	対象者判定基準(所得などの状況)	年間保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税	21,204円 軽減前33,852円
	80万円以下	
2	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が	80万円を超え120万円以下
		26,040円 軽減前40,920円
3	120万円を超える	48,360円 軽減前48,732円
4	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が	80万円以下
		63,240円
5	80万円を超える	74,400円
6	125万円未満	81,840円
7	125万円以上210万円未満	89,280円
8	210万円以上320万円未満	104,160円
9	320万円以上420万円未満	119,040円
10	420万円以上600万円未満	141,360円
11	600万円以上800万円未満	156,240円
12	本人の住民税が課税で、合計所得金額が	800万円以上1,000万円未満
		178,560円
		1,000万円以上1,200万円未満
		208,320円
		1,200万円以上1,500万円未満
		238,080円
		1,500万円以上2,000万円未満
		260,400円
16	2,000万円以上3,000万円未満	290,160円
17	3,000万円以上5,000万円未満	305,040円
18	5,000万円以上	319,920円

区介護保険課介護保険資格・保険料係
☎5722-9845、FAX5722-9716

お知らせ

エコ・チャレンジ顕彰

エコ・チャレンジ顕彰では、省エネ・ごみ減量・リサイクルなど、環境負荷の低減や環境保全のために顕著な取り組みを行っている、区民・事業者・団体等を顕彰しています。

5年度は、次の1事業者・1団体を顕彰しました(敬称略)。

株式会社アンジェリカ 桜のこみち保育園

顕彰理由

命や物を大切にす活動を行い、地域の環境保全への取り組み意欲を高めることに大きく貢献している。



▲牛乳パックから手作りハガキを作成

布ぞうり・さき織りサークル

顕彰理由

長年にわたり、古布などを活用したぞうりやさき織りの作品を作る活動を行い、区民に向け、衣類を捨てずに活かすことを広め、環境啓発に大きく貢献している。



▲古布などを活用したぞうりやさき織りの作品

区環境保全課環境計画係 ☎5722-9356、FAX5722-9401